

大阪湾岸のAMラジオ3社の大災害時相互援助協定締結について ～ラジオ大阪・ラジオ関西・和歌山放送～

記

1.協定名

大災害等緊急時の相互援助協定

2.概要

大阪湾岸沿いに置局するラジオ大阪、ラジオ関西、和歌山放送は、放送エリアが重複するAMラジオ単営の放送局です。

今後、3社のいずれかが、大震災やそれに伴う津波等により、局舎や送信所（アンテナ）が被災し、通常の放送が出来なくなるケースが想定されます。

この場合、被災を免れた放送局が、それぞれの放送を通じて臨時的な代替放送を実施するため相互援助協定を締結することになりました。

実施の場合、被災局の社員を迎え入れ、クレジット付きで被災地に向けた緊急放送を行なうことになります。

3.締結日

2005年9月1日（木）防災の日 締結日から発効、1年毎に自動更新

4.主旨

この協定は、地域の安全・安心を守るために救命救急放送をする義務を負う地域ラジオ局が、被災などにより緊急放送が出来なくなった場合、その社会的責任を果たすため、相互援助措置として臨時的な代替放送を実施するために締結します。同時に、通常の放送に復帰できるまで最大限の援助を行なうことになります。

本協定による援助は、原則として無償とします。

5.相互交流

3社は、この協定の有効性を高めるため、平常時においても防災に関する情報交換などを緊密に行ない、相互の交流を深めることにしています。

6. 調印式

2005年9月1日(木)13時半~

大阪市北区堂島浜 「クラブ関西」 06-6341-5031

7. 調印者

大阪放送株式会社 代表取締役社長 佐藤賢三

株式会社ラジオ関西 代表取締役社長 古川 潤

株式会社和歌山放送 代表取締役社長 中島耕治

8. 協定締結の背景

AMラジオの送信所(アンテナ)は、広大なアース域が必要なため、海岸部や河川沿いの低地に設置されている場合がほとんどです。高さ60メートルの和歌山放送が河川沿い、135メートルのラジオ関西が海岸沿いで、いずれも津波の被害を受けやすい立地です。また、高さ124メートルの大阪放送と和歌山放送のアンテナは支線式の鉄管(ポール)式で、巨大地震が襲うと、倒壊の恐れがないとは言い切れません。その場合、局舎が無事でも緊急放送は不可能になります。

9. 過去の事例

(社)日本民間放送連盟の調べによると、大規模災害による放送中断を想定した相互援助協定を結んでいる例は過去ではなく、防災に関わる地域ラジオの社会的責任上、たいへん有意義であり、有効であろうとのことです。

10. 掲載および放送をお願いしたい日

新聞は2005年8月26日付け朝刊より 放送は同月25日夕刻ニュースより

なお、本件については大阪府庁記者クラブで同時に発表いたします。

大災害等緊急時の相互援助協定

大阪放送株式会社（以下「甲」という。）株式会社ラジオ関西（以下「乙」という。）株式会社和歌山放送（以下「丙」という。）は、それぞれの送信所や演奏所等、放送実施に必要な施設・設備が地震・津波等の災害により重大な被害を受け、通常の放送が出来なくなった場合に、それぞれの放送を通じて臨時的な代替放送を実施するため、本協定を締結する。

1. 本協定は、甲、乙、丙のいずれかが放送の継続が出来なくなった場合、地域への救命救急・安全安心等の緊急情報を発信し続けるという社会的責任を果たすため、臨時的な相互援助措置として締結する。

2. 本協定での相互援助は、甲または乙または丙がそれぞれの放送での通常送信が不可能となった場合にその放送エリアに対し、臨時的な代替放送を実施し、通常の放送に復帰できるまで最大限の援助を行なうことを基本とする。

3. 甲、乙および丙は、それぞれの送信所・演奏所等が重大な被害を受け、放送が不可能になったと判断した場合、本協定による援助について電話等で要請を行なう。

4. 要請を受けた甲、乙、丙は、自局の状況および編成方針のもと、代替放送の実施に向け最大限の努力を行なう。

5. 本協定による援助は可及的に速やかに行うものとし、放送の復旧等でその必要がなくなった場合は速やかに解除する。

6. 本協定による援助は、原則として無償とする。
7. 想定外の状況への対処などについては、互いに協議して決定する。
8. 甲、乙、および丙は、本協定の有効性を高めるため、平常時においても防災に関する情報交換などを緊密に行ない、相互の交流を深める。
9. 本協定は、締結日より発効し、一年ごとに自動更新する。

以上

2005年9月1日

大阪放送株式会社

代表取締役社長 佐藤賢三

株式会社ラジオ関西

代表取締役社長 古川 潤

株式会社和歌山放送

代表取締役社長 中島耕治